

現在、2種類の公募がなされています。

(4月20日時点)

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
内容	地道な販路開拓等の取り組みや、あわせて行う業務効率化の取り組みを支援。	感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取り組みを支援。
補助額	上限50万円 ※共同申請可能 ※認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた小規模事業者および法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主の場合は、上限100万円。	上限100万円
補助率	2/3	3/4
申請方法	郵送または電子申請システム(jGrants) ※共同申請の場合は電子申請不可	電子申請システム(jGrants)のみ
締切	第5回締切：6月4日(金) 第6回締切：10月1日(金) 第7回締切：2022年2月4日(金)	第1回締切：5月12日(水) 第2回締切：7月7日(水) 第3回締切：9月8日(水) 第4回締切：11月10日(水) 第5回締切：2022年1月12日(水) 第6回締切：2022年3月9日(水)

<対象となる取り組み例>

一般型：新サービス提供や生産性向上のための機械の購入、陳列レイアウト改良や席数増加のための店舗の改装、集客・店舗認知度向上のためのチラシやホームページの作成など

低感染リスク型ビジネス枠：店頭での対面販売から非対面販売に切り替えるためのECサイト構築費、新たにテイクアウトを実施する飲食店がテイクアウト専用の弁当を開発するための経費など

<対象とならない取り組み例>

- ×パソコンやタブレットなど、目的外使用になり得る汎用性が高いものの購入
- ×新たな販路開拓に繋がらない老朽化した設備の単なる買い替え
- ×消毒液や空気清浄機といったコロナ対策のための商品購入のみ
- ×補助対象期間外に実行したもの

申請にあたっては、岐阜商工会議所ホームページの申込フォームより、相談予約をお願いします。

■ アクセス方法 → トップページ → 経営支援情報 → 小規模事業者持続化補助金 → 申込フォームはこちら



販路拡大の取り組みや ポストコロナのビジネスモデル転換を 支援する補助金

小規模事業者が自ら計画を立て取り組む、販路拡大のための設備投資や非対面型の販売促進のための投資などに活用できる国の補助金制度「小規模事業者持続化補助金」。昨年度、岐阜商工会議所では数多くの計画の策定支援を行いました。今回は新たに公募が始まった「低感染リスク型ビジネス枠」についてもご案内します。現在検討中の自社の取り組みに活用できそうな場合はご相談ください。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が自ら「経営計画」及び「補助事業計画」を作成して取り組む、販路開拓等の取り組みを支援する補助金。

<対象者の主な要件> ※詳細は公募要領をご確認ください。

① 小規模事業者であること。

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

② 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと。

③ 過去に持続化補助金の採択を受け、再度の申請を希望する場合は、公募要領をご確認ください。
申請できない可能性があります。

※ 商工会議所では、計画作成のアドバイスは行いますが、申請・作成の代行は行いません。

※ 公募要領は、必要に応じて改定されることがあります。申請時には最新の公募要領をそれぞれのホームページからご確認ください。

一般型
<https://r1.jizokukahojokin.info/>



低感染リスク型ビジネス枠
<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

